

令和8年度 第1回京丹後市こども未来まちづくり審議会 会議録

1. 開催日時 令和8年6月30日（火）午前10時30分～正午
2. 開催場所 峰山総合福祉センター コミュニティホール
3. 出席者
 - (1) こども未来まちづくり審議会委員
片西委員（会長）、味田委員（副会長）
岩渕委員、田中委員、山副委員、中村委員、水口委員、松井委員
※欠席2人（浜上委員、山本委員）
 - (2) こども未来まちづくり審議会事務局
こども部 蒲田部長
同 こども未来課 金木課長、吉岡課長補佐、北尻こども政策係長
同 子育て支援課 野村課長、高橋課長補佐
4. 内容 別紙（会議次第）のとおり
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 傍聴人 0人

<開会>

事務局： 皆さん、おはようございます。
本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
私はこども部こども未来課課長の金木と申します。どうぞよろしくお願い
いたします。
ただ今から令和8年度第1回京丹後市こども未来まちづくり審議会を開会
させていただきます。それでは開会にあたりまして、片西会長よりご挨拶をお
願ひいたします。

会 長： 皆さんこんにちは。
本日は今年度初めての審議会ということでご多忙の中、また暑い中ご出席
いただきましてありがとうございます。
昨年度はこども計画の策定方針、あるいはこどもの遊び場づくりに向けた
審議について大変熱心に論議をしていただきました。ということで今年も前
を向いていきたいと思ひます。
さて、本日は中山市長にご出席いただいております。この後市長から、こど
も計画の策定、それから子どもの権利条例の制定について諮問をお受けする
ことになっております。
委員の皆様にはいろいろと率直なご意見を出していただき、京丹後市なら
ではの子どもを中心に据え、そして子どもを大切に育む環境づくりに繋がる
条例と計画の答申につなげていければと思っておりますので、忌憚のないご
意見をよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございました。
続きまして、中山市長がごあいさつを申し上げます。

市長： おはようございます。
ご紹介いただきました中山でございます。一言ご挨拶させていただきます。
本日は、本市のこども未来まちづくり審議会の本年度第1回の会合という
ことで、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。
日頃は片西会長様はじめ皆様におかれましては子どもの育成環境整備をは
じめとして、いろいろな市政の分野でそれぞれのお立場からお力を賜り、心
から感謝申し上げます。
この審議会での間、都市拠点公共施設の整備に絡みながら、広く子ども
の遊び場の問題をはじめとしてご審議賜り、令和3年に1回目の答申をいた
だき、いろいろな経過を経て昨年の2月に改めてお世話になり真摯にご議論
賜って答申をいただいたことを踏まえて、今年の3月定例会に出させていた
だきましたが、子どもの遊び場整備について伯仲のご議論の結果、出口にた
どり着けなかったということで、執行部の力不足、私の力不足で本当に申し
訳なく思っております。

一方で、そんな中にもかかわらず、昨年の秋に、市内6町でヒアリングをさせていただいた折に該当世代の皆様からお聞かせをいただく中で、身近な所で屋内の遊び場を設けていく必要性、ニーズについては根強く訴えておられたことはしっかりと受けとめて、速やかに対応していかなければならないということで、現在の6月定例会において、3月に出させていただいた身近な遊び場は、市内4か所プラス移動型1か所という形でしたが、あれは都市拠点に本格的な遊び場を作る前提での関連性なども念頭に置いた上での提案だったため、同じ内容では少し出しにくいということで、今回は4か所にとどまらず、広く6町巡回する形、プラス移動型ということで、場所は移動しますが、また隔週ではあるんですけども、一定応えることができる体制の事業を議会にお願いして、ニーズの最低のところは受けとめながら、同時に恒常的な在り方についてもお声を聞かせいただき、恒常的な在り方の検討に生かしていくという意味も込めて、そういう形の議会提案を今させていただいて審議が今佳境に来ており、何とかいい出口に繋がりますように引き続き行政サイドとしては、精一杯頑張っていきたいと思っております。

具体的な施設整備ということは引き続き行政として尽力しながら、同時にこどもまんなかのまちづくりの上では、国の大きな動きに合わせて整えていくことが大切で、制度環境といったときには、条例や計画となるわけですけど、条例につきましては市議会から、3月にご提言もいただいたということがあり、これを踏まえて、先ほど会長がおっしゃっていただきましたように、この後条例と計画について諮問させていただきたいと思っております。

条例についてはそういうことを背景にしておりますし、計画については「こども基本法」に基づいてこども計画の策定が各自治体の努力義務として求められていますので、我々もしっかりと、こどもまんなかのまちづくりの上での具体的な施策事項を取りまとめた計画について、皆様にご審議をいただきたいと思っておりますので、ご負担ご尽力賜りますけども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日もお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、京丹後市こども未来まちづくり審議会条例第3条の規定に基づき、中山市長から諮問書の交付をさせていただきます。

事務局： ありがとうございます。

中山市長ですが、他の公務がありますのでここで退席をさせていただきます。

本日の審議会委員の出欠状況ですが、本日は山本委員、浜上委員より欠席のご連絡をいただいております。また、水口委員におかれましては少し遅れてこられる旨ご連絡をいただいておりますのでご報告をします。

本審議会ですが、公開対象の会議となっております。会議録作成事務軽減のため録音をさせていただきますので、ご発言の際は必ずマイクをご利用ください。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは片西会長に議事進行をお願いいたします。

<議事>

会長： それでは審議に入りたいと思います。まず本日の議事録署名人ですけども、田中委員よりお願いいたします。

第1番目の議案ですけども、第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、よろしくお願いいたします。

事務局： （1）より第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、資料1をもとに、こども未来まちづくり審議会事務局より説明。

会長： ありがとうございます。令和7年度の見込み、あるいは実績を比較しながらご説明いただきましたけれども、何かご質問とかご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

委員： ファミリーサポートセンター事業が135%ということで久しぶりのアップか

なと思って、ずっと低迷していたのが、いいなと思って見せていただきました。説明を聞かせていただいたら、支援センターに行かれて広報活動をしっ
かりしたことがここに反映したとお聞かせいただきました。内容的にはどんな利用が増えたということでしょうか。

事務局： ファミリーサポートセンターにつきましては、先ほど説明があったように利用のイメージがなかなか持ちにくいということもあるということで、まかせて会員さんをお連れして登録会的なことをさせていただきました。そこでもこんなことが利用できるんですよというような、例えば送迎だけでもいいし、預かりと送迎の組み合わせでもいいし、あと、今まではまかせて会員さん、預かる方のお宅でというイメージが強かったと思いますが、国や市の要綱の改正等で、お互い同意があればまかせて会員さんのお宅以外でも預かりができますという説明もさせていただく中では、自分のお宅とかそれ以外もこれから広がるのかと思うんですけれども、ハードルが下がってきて預かりの場の想定が広がって預かりが少しずつ増えております。就学後の利用は少ないと思いますが、都会では割と塾や習い事の送迎利用が多いと聞いております。地域柄それは祖父母がおられるということでニーズは少ないと思うんですけれども、そういうものも少しずつ、周知を図ることで習い事の送迎が1、2件増えております。ただ、やはり預かりが多くなっております。

会 長： 今ありましたように、広報活動の大事さというのはこの後も出てきますけれども、アンケートに対する多くの意見がありましたね。その中にも、やはり知らなかったとかそういった広報活動の大切さを伺わせるようなご意見が多くあったと思います。また、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

委 員： 私、この審議会委員となったのは、久美浜保育所の保護者会会長からスタートしまして、現在は久美浜小学校のPTA会長と久美浜学園の会長という立場に変わっているんですが、要は保育所と小学校の両方の会長を経験しております。その中で保護者から言われていますのが、この審議会に直結するかわからないんですけれども、放課後学童と保育所の認定に関しまして、妊娠・出産の時に認定の仕方が変わってくるということで、ハードルがもう少し下がらないかというご意見を聞いておまして、実際私も2人目の時に出産の際に認定の仕方が少し変わってしまっ、8週後にそのまま、商売をしているので家内を専従者に戻して認定を受けることができたんですが、こういうことがしばらく方がいらっしまして、生まれた子どもの世話があるけれども、上の子が学童に認定されない状況になったときに、いわゆるワンオペで大変だというご意見も聞くものですから、認定は審査を経てされると思うので簡単にしますというわけにいかないと思うんですけれども、出産後で一番大変なお母さんに対して、学童とか保育所の認定とか、よりしやすくなるような、少しハードルを下げるようなことはできたりするものかなと思ひまして、この場を借りて話をさせていただきました。

会 長： その辺りいかがでしょうか。

事務局： 先頃新聞に、産前産後休暇及び育児休暇中の場合学童の認可をしているのか、アンケートをどこまでの自治体に取りれたかは確認していませんが、多くの自治体で認可できないと認識しているという記事が載っていました。

この記事のこともあり、京都府を通じて国に確認したところ、育休中は就業中であるということで、要件としては認可できると聞いています。

京丹後市としましても、産前産後休暇の間は預けていただけるんですが、育児休暇に入ったので家にいるから預かれないとして利用を打ち切るのではなくて、あくまでもそれぞれのご事情があるかと思ひます。保育所でも学童でも、お勤めをしているから誰でも入れるというものではないということは皆さんご存じかと思ひますが、学童についても、育休に入られた方についてはお家でどういった要件で保育できないのかとお話を聞かせていただき、しっかりそこは向き合っていく必要があると考えているところです。また、保育所につきましても、育休中でも上のお子さんが保育所におられる場合は継続して入っただけということもありますので、子育てしやすい環境のお手伝ひを

させていただくのが、保育所であり、学童であると考えておりますので、そこにつきましては、しっかり個々のご家庭の条件を確認させていただきながら、認定させていただきたいと考えているところです。

会 長： 杓子定規に門戸を閉じているのではなしに、実態に応じた対応をしていただいているということですね。

事務局： 引き続きそういった対応をさせていただく必要があると考えております。

会 長： 産後ケア事業も 219%ですか、両親に見てもらうことが少ない家庭が増えてきたのかなということが、やはり不安のひとつの表れじゃないかと思うんですけども。それから今の話にも出ていたように、手続きの煩雑さとか条件緩和のことが、こうした市民のニーズ要望に応えていけるようなことも、先ほどのアンケートの意見の中にもたくさんありましたし、そのあたりも柔軟に対応していただける姿勢を持っていたらと思います。

委 員： 改めて説明を聞いていて、本当にいろんな事業をたくさんしていただいているんだなと、きめ細やかだなと感じました。でも名前を聞いていても、私もこれって何だろうと思ったりするので、先ほど支援センターで周知していただいたということで、会長も本当に広報が大事とおっしゃったので、本当にその通りだなと感じました。

この数字を聞いてもわかるように、本当に 1 号認定のお子さんがすごく少なく、ほとんどの保護者が働いておられますよね。本当に時代が変わって働きながら子育てというのが当たり前の時代になってきて、それだけに読ませていただいて、保育料が高いということが、京丹後市だけの努力で何とかなるものではないと思うんですけども、園に行っていないお子さんの一時預かり事業がすごく多いというのがあるんですけども、できることなら預けて働きたい、でも保育料が高過ぎる、それで躊躇されて、でもリフレッシュしたり用事があって一時預かりに預ける保護者がすごく多いんじゃないかなと思います。

今日の朝日新聞だったかと思うんですけども、保育料がすごく高くて 7 万円ぐらいして、関東の方でしたけど、東京都は 0 歳から 2 歳まで無料にしているということで、家賃が高くて東京都に引っ越そうかと思っているというようなことが載っていたんですけども、東京都のような財政的にすごく豊かなところと比べ物には全然ならないと思うんですけども、もう少し保育料が何とか、3 歳から 5 歳は無償化になりましたけれども、乳児の保育料がもう少し何とかなったらいかなと思います。

会 長： ありがとうございます。保育料を安くすることもできないとは思いますが、そういう希望をしていきたいということで。

他はいかがでしょうか。

そうでしたら次のメインの第 2 番目の議案であります京丹後市の子どもの権利条例及び京丹後市こども計画について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (2) より京丹後市 子ども の権利条例(仮称)及び京丹後市こども計画 について、資料 2-1、資料 2-2 及び資料 2-3 をもとに、こども未来まちづくり審議会事務局より説明。

会 長： ありがとうございます。それでは大きく 2 点、子どもの権利条例についてのご説明、2 番目に京丹後市こども計画についての説明ということで、網羅的ではありましたが大変事細かに説明をいただきました。

皆さんがこの資料をいただいたのが金曜日でしたので読んで来てもらっていると思いますが十分に吟味する時間的な余裕もなかったと思いますし、今読んでいただいた分から説明を聞いていただいた分で、いずれも骨子ですのでこの方向で考えているということですので、それについてご意見なり感想なり言っていただき、方向性に尽力できたらと思いますので、まずは権利条例の基本的な考え方について、お願いしたいと思います。

委員： 子どもの権利条例というこの文章、今説明を受けて読ませていただいた中でふと思ったことがあります、それは読売巨人軍の監督さんの事例がありましたが、そのときに 10 万人の嘆願署名が集まった、そういうことを聞いたときにまだまだ日本の家庭教育というのは、親子で育てるという観点がなかなか覆せていないと思って、今改めて子どもを中心に皆でいろいろな関わりの中で育てていくものであって、まして子どもが外部に相談をした時にバッシングを受けるというそういうこともあったという中で、大変そういう意味では、この権利条例を活かした子育て、子どもをまんなかにした社会づくりというのは大変意義のあるものだと感じました。

会長： ありがとうございます。他はどうでしょうか。

委員： お腹の赤ちゃんの子育て応援宣言というところがあるんですけども、お腹の赤ちゃんも人として対応をするという意味でいいんでしょうか？というのも亀岡の、車が児童の列に突っ込んでお母さんが亡くなった事故の時もそうだったんですけど、お腹の中の赤ちゃんは人として認められていなくて補償がなかったということがありました。今現在もそういうことで悩んでおられるところもあります。法律的にはまだ人として見られていないところでもやはりここにそう書いてあるということは、お腹の中の赤ちゃんも人として対応するという意味でいいのかなというのと、私たち母親は妊娠した時点で人として育ててきて、人として産んでいる気持ちだったので、その、人としてじゃないということを言われると、とてもそこが辛いと思うので、そこが明確にしてほしいと思いました。とても難しいことだと思いますけれども。

それと 3 ページの妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援というところで、うちも発達障害の息子がいるので思うんですけども、以前からこれは、私は声にしてきたことなんですけれども、妊娠して何か月かして人と認められるようになった時から母子手帳が発行されます。母子手帳は、何歳というところまでしか書くところが無いんですけども、その先として発達支援ファイルというのが京丹後市にも作られているんですが、そのファイル自体を発達支援とか何か問題がある子だけに渡すのではなくて、母子手帳の引き続きとして渡すことはできないかなと常に思ってて、早くから発達障害がありますとか言われた家族はその受け入れも早かったりするんですけども、実際にグレーゾーンというのが今京丹後市でも、前回の資料にも私もびっくりするぐらい、こんなにいるのというぐらいグレーの子がいる中で、やはりこういうものを早くからつけていく、皆が特別につける、サポートのものでなくすべての子どもがつけて、その中でこういうところで引っかかりが見えるよねというのが後々になって気付けるみたいなもの、母子手帳の引き続きみたいなもので、京丹後市にはすべての子どもに配布してもらいたいと思うっています。

今言うところではないかもしれないですけど、そこの 2 点がすごく引っかかりました。

会長： ありがとうございます。大変細かいニュアンスですけども、現時点でこう考えているとかそういうことはまだないですか。この辺までを含めているとか、それはまた今後の検討ということで今のご意見も踏まえて作成をしていただけたらと思います。他はどうでしょうか。

委員： 3 ページの子どもの大切な権利というのが、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という 4 つに分けてあるんですけど、守られる権利というところだけすごく容量が大きいことが書いてあるような感じがして、こう分けるのがいいのかどうなのかなと思って読ませていただきました。

会長： 分類に関して、その辺も参考にしていただけたらと思います。

2 ページに子どもアンケート調査で、子どもの権利をよく知っているは全校種で 13% 以下、意見表明経験は全校種で 2 割未満と大変低いですね。それから 3 ページのまち全体で考え育ち合うようなことで、家庭・地域・学校・園・事業者・関係機関云々と書いてありますけれども、やはり保護者を含めた

地域の大人、あるいは学校を含めた合意形成がまだまだ不十分だからこういう結果になっていると思うんですけども、例えば学校で子どもの権利条約について、これは随分前に国連で制定されたものですね。そういったことについての学習をしているかどうかとか、そういった聞き取りなり調査はされているんですか。

事務局： 昨年度実施しました出前講座で、学校によっては公民、社会科の授業の中で、子どもの権利条約やこども基本法といったところで、各自治体がそれを踏まえて作ったいろいろな子育て施策などを学ぶ授業の一環として、説明に行かせていただき出前講座をしたと経過もありましたので、より深めていくための取組として権利条例をテーマにすることもいいのでは、と思っているところです。

会 長： こんな遠大な計画ですので、全庁で横断的に取り組んでいかないと、思うのですが、学校関係からの聞き取りなり学校関係の方の意見聴取なり、参加なりの場もあるわけですね。

事務局： 直接学校現場の方からというのは設定できるかどうかはわかりませんが、教育委員会とも密接に関係する計画ですので、教育委員会の指導主事にも入っていただきながら、計画づくりをしていきたいと思っていますところ です。

会 長： 子どもたちがこんな権利を持っていることを学校で学んだところで、それを保護者や地域の大人が知らなかったり、教師自身がそこまで深く認識していなかったら、絵にかいた餅になりますので、周知であり合意形成を同じように図っていく必要があるんじゃないかなと思っています。他いかがでしょう。

では権利条例のことは置いておきまして、こども計画を事細かに説明いただきましたけれども、3章以後は網羅的な部分ですので、1章、2章につきまして何かお気づきなりご意見ありましたらお願いします。

委 員： 文言の説明をしていただけたらありがたいと思うんですけども。
子どもの貧困というのは、いくつか文章の中にありますが、子どもの貧困というのは少し意味がよくわからないというか、貧困は家庭で、子どもの貧困というのは何か定義があるんでしょうか。

事務局： 子どもの貧困につきましては、こども大綱などに子どもの貧困という記載があるんですが、経済的な困窮ということではなく貧困によって子どもが適切な養育や教育・医療を受けられない、多様な体験の機会が制限されているといった子どもに主眼を置いた、貧困による影響ということで、その対応をどうしていくのかといったことかと、捉えているところです。

会 長： 他はどうでしょうか。

委 員： 19 ページの4つの基本目標ということで分けていただけてわかりやすくしていただくのはとてもいいことだと思うんですけど、雨の日の遊ぶ所が無いとか、長期休みに子どもたちが遊びに行ける場所が少ないということがすごく出てるので、この4つの中にそういう言葉が入っていれば、そのことについても計画にちゃんと入れているというのがわかると思うんですけども。きっと入れられると思うんですけども、先ほどからすごくたくさん出てる言葉というのはみんなの関心事と思っていただけたらいいと思うので、そういうことも明確に早い段階で出していただくとよりわかりやすいかなと思います。

会 長： アンケートの中にもいっぱいありましたね。その辺が明確にお示しできたらということですね。他はどうでしょうか。

委 員： 最初に市長の言葉で、居場所づくりについて賛同を得られなかったというか、目指したものは形にならなかったというお話がありましたけれども。

それがもしできれば、多くの子どもの居場所づくりであつたり、安全安心の遊び場であつたり、その中での意見をいろんな企画運営をやっていくとか、意見表明をする場所であつたり、それから京丹後市の良さを実感したりと、交通とかいろいろなニーズが解決の方向に通ずるようなコンセプトだと改めて思いました。

会長： 他はどうでしょうか。

委員： こどもまんなかというところにはやはり保護者のこともあると思うので、保護者の困り、やはりこどもまんなかというのであれば、親もどこかで安心してもっと相談ができる場所もあるということが一緒に書いてあると、子どもを大切に育てようとか、何かあったときに助けてくれる場所も必ずあって、相談もできてということにも繋がっていくと思うので、安心して子育てできるということが当たり前、困った時に支援に繋がるというのは当たり前ですけど、これは子どもに対してあるよと言っているようにしかとれない気もして、もっと大人も困った時、子育てに悩んだ時、もっともっと相談できるところもあるということも入っていると、もっと子どもを大事にしなきゃいけないとか、大人も自分を大事にしなきゃいけないということに繋がっていくんじゃないかと思いました。

会長： 事務局の説明にもありましたが、子どもがしてもらうことだけでなく、子どもができることの説明もあったと思いますけども、ケネディ大統領が国が国民に何をしてほしいか、国に何ができるかということも考えてほしいと言っていましたけども、子どもは親や周りのことをいっぱい見ていますし、お年寄りを大切にする、そうしたことも子どもを大事にしていくということに繋がると思いますし、ぜひ、子どもを守る大事にするという本当の意味での大事にするということは教え込まなければいけない、指導していくというような部分も入れてほしいと思いました。他どうでしょうか。

委員： 国際化というか、多言語を用いたコミュニケーションの力をつけるとか、世界と結びつくとか、そういったところを総合的な学習の時間あたりでしていたと思いますし、学校教育の中で情報化ということもあったと思うんです。その辺りが、この施策の中に盛り込むことはできないでしょうか。今、情報をどう生かすか、どう活用するか、あわせて情報に振りまわさないということも大事な、これから子どもの生き方に問われてくるだろうなっていうのはすごく気になります。国際化とか情報化といった文言は入らないでしょうか。

会長： どうでしょうか。今後そのあたりも考えてもらっていると思いますが。

事務局： 具体的な施策については今後教育委員会とももちろん詰めていくことになりますし、ご指摘の通り情報化やAIの活用をどうしていくのかといったことが関心事項としてアンケートにも上がっていましたので、教育委員会と相談のうえ整理していきたいと思います。

会長： 中学校に参観に行く機会もあるんですけど、京丹後市はタブレットの普及とか大変先進的にやっておられますし、教育委員会との折衝の中でそのあたりは出てくると思いますので、よろしくお願いします。
他はどうでしょうか。

委員： アンケートや出前講座は今回臨時的にしているのか。この5年でそういう仕組みを続けるということを決めて、そういう教育をしていこうということを作るのか、どちらなのでしょう。

事務局： 今回子ども向けに行った出前講座やアンケートについては、計画を作るために子どもからの意見を反映するための措置が法律でも義務化されておりまして、それも踏まえて、今回この計画を作るために行ったものです。それとは別に、今後こうやって子どもが意見を出していく仕組みをどう作っていくのかといったところは施策として具体的に盛り込むべきことかと思っておりま

すので、今後の継続的な仕組みの部分については、条例やこの計画の議論にあたって検討していくことかと思っております。

会 長： 他どうでしょうか。全体を通して何かありましたら。
特にないようでしたら閉会の挨拶につきまして副会長からお願いします。

副会長： 皆さん、本日は大変お忙しい中、熱心にご議論いただきまして、いろいろとご意見ありがとうございました。事務局からありましたように、ほぼ毎月審議会ということで、大変タイトなスケジュールになっておりますが、京丹後市にとりましてもとても大切な条例、計画になると思っておりますので引き続き皆さんどうぞよろしくお願いいたします。お疲れ様でした。

事務局： ありがとうございました。それでは本日の審議会につきましてはこれで終了となりますけれども、次回の審議会までに何かございましたら、お電話なりメールなりでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
本日はありがとうございました。